

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 木付 親次

## 1 日 時

平成30年9月18日（火） 午後0時57分から  
午後2時27分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

木付親次、羽野武男、毛利正徳、濱田洋、御手洗吉生、守永信幸、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

森誠一、小嶋秀行

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第86号議案のうち本委員会関係部分、第87号議案、第95議案及び第96号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第90号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第99号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画（素案）についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県内所管事務調査を11月27日から28日に実施することを決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 小春拓也  
政策調査課政策法務班 主任 中川悠

# 土木建築委員会次第

日時：平成30年9月18日（火）13：00～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：00～14：50

### (1) 合議議案件の審査

第90号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第99号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）

（本委員会関係部分）

第87号議案 平成30年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

第95号議案 工事請負契約の変更について（国道212号中津3号トンネル2工区）

第96号議案 大分県建築基準法施行条例の一部改正について

### (3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

③おおいた土木未来プラン2015の取組状況について

④建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画（素案）について

⑤所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について

⑥国道212号（仮）4号橋橋梁上部工の進捗状況について

⑦改正道路法への対応について

⑧別府北浜ヨットハーバーネーミングライツ公募結果について

### (4) その他

①市町村要望に対する取組状況について

## 3 協議事項

14：50～15：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県内所管事務調査について

(3) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**木付委員長** ただいまから委員会を開きます。

開会に先立ち、私から挨拶いたします。

6月の常任委員会では、4月に発生した中津市耶馬溪町の土砂災害について議論しましたが、その後も西日本豪雨、台風第21号、北海道の胆振東部地震と災害が続きました。

その中でもとりわけ西日本豪雨の状況を見ていますと、大分県にも当てはまる事例が多く見られました。岡山県の真備町では、小田川がバックウォーター現象により氾濫し、住居の2階部分まで浸水しました。また、広島県の坂町では、砂防ダムが決壊し、流入した土砂に巻き込まれた方々がお亡くなりになりました。そして愛媛県では、肱川の野村ダムにおいて、流入量と同規模の量を緊急的に放流する異常洪水時防災操作に関する住民への周知が遅れ、放流後の氾濫により亡くなられた方々もいらっしゃいました。私の地元の国東市大恩寺でも、裏山の崖が崩れて1棟が大規模半壊となりました。

こうした事態は、大分県でいつ起こってもおかしくはありません。土木建築部の皆さんには、一層の努力をお願いしたいと思っています。

**阿部土木建築部長** 委員長、私からも挨拶を申し上げます。

前回の第2回定例県議会の際には大阪の地震がありましたが、その後も国内の至る所で災害が相次ぎ、いずれも甚大な災害となっています。

幸いにも本県は、今年は大きな災害には至っていませんが、各地の災害を踏まえて改めて県土の強靱化をしっかりと進めていかなければと思われました。これまでも河川改修や急傾斜地崩壊対策など、地道ですがしっかりと進めています。引き続き努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、他部局ではありますが業務委託に関する不祥事が発生しました。土木建築部においても同様の業務を行っていますので、発覚後すぐに各所属長に対して綱紀粛正と倫理研修の実施

等について指示したところですが、今後も一層気を引き締めて取り組んでまいります。

また、先般の一般質問では、早速、濱田委員から7月の県外所管事務調査で訪問された山形県の河川内支障木の件で御質問をいただきました。私たちもそういった先進的な取組については積極的に取り込んでいきたいと考えています。引き続きの御指導よろしく申し上げます。

**木付委員長** 本日は委員外議員として、森議員、小嶋議員が出席されています。

ここで委員外議員の皆さまにお願いします。

発言を希望される場合は、委員の質疑、討論終了後に、挙手の上、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件及び総務企画委員会並びに文教警察委員会から合い議のありました議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

はじめに、総務企画委員会から合い議のありました第90号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について及び付託を受けました第96号議案大分県建築基準法施行条例の一部改正については関連議案ですので、一括して執行部の説明を求めます。

**樋口建築住宅課長** 合い議案件の第90号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録手数料の無料化について説明します。

お手元の土木建築委員会資料の1ページをお開きください。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度は、昨年10月の住宅セーフティネット法の施行により創設され、本県においても手数料を設定したところですが、しかし、全国における登録戸数は国が平成32年度末までの目

標としている17万5千戸に対し、8月17日時点で3,231戸、率にして約1.8%と非常に低い水準です。また、本県における登録戸数は0戸となっております。

国は、登録が進まない要因として、申請者の事務的な負担が大きいことや手数料の水準が高いことなどをあげております。その対策として、資料右上のとおり今年7月の施行規則の改正によって登録に必要な書類が大幅に削減され、ホームページ上において全ての手続を可能とするなど、申請手続の負担軽減が図られました。

さらに、制度導入当初は、特定の者に対する利益を伴う事務であるため手数料が必要という考え方を国は示していましたが、今年7月の通知では、福祉的な側面が大きいことなどを理由に、各都道府県等に対して手数料を徴収しないこととするなど見直しの要請を行っています。

今回の改正は、国の規則改正や見直し要請等を受け、制度の福祉的な側面も含めて総合的に判断し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の登録手数料を廃止し、無料化するものです。

続きまして資料の2ページをお開き願います。

第90号議案及び第96号議案建築基準法改正に伴う大分県使用料及び手数料条例及び大分県建築基準法施行条例の一部改正について説明します。

まず、資料の左側接道規制の特例許可手続の簡素化に伴うものについて、建築物の敷地は道路に接する必要があるという規定がございます。この規定の特例として、従前の許可手続に加えて建築審査会の同意を必要としない認定手続が新設されたため、下の(1)の表のとおりこの手続に係る認定手数料を新設するものです。あわせて、この規定を引用する建築基準法施行条例の規定に条ずれ等が生じたため、規定を整備するものです。

次に、資料の右側興行場等の仮設建築物の存続期間の延長に伴うものについて説明いたします。仮設建築物は許可を受けることで防火に関する構造規制など一部の規制が適用除外となりますが、存続期間が1年以内に限られています。今回、オリンピック等を想定した国際的規模の

仮設建築物について、建築審査会の同意を得た上で存続期間が1年を超えても許可することができるとした規定が新設されたため、一番下の表のとおりこの規定に係る許可手数料を新設するものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。両案について御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないので、まず第90号議案について採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、第96号議案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、文教警察委員会から合議のありました第99号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**但馬公営住宅室長** 資料の3ページを御覧ください。

第99号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正のうち、第3条大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、大分市の大字牧の区域の一部について、資料下の図のとおり今年11月から住居表示変更が実施されることに伴い、県営東原住宅の位置表示を大字牧から東原三丁目に変

更するものでございます。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないのでこれより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について及び第87号議案平成30年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）については関連議案ですので、一括して執行部の説明を求めます。

**阿部土木建築部長** 第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）及び第87号議案港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）の土木建築部関係の総括的な内容について説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の4ページをお開き願います。

まず今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1の補正予算額の表の中ほど、内訳の土木建築部の欄に記載のとおり、一般会計について、土木費で12億2,848万6千円の増額をお願いするものです。

次にその下の表2の土木建築部の平成30年度予算額の区分欄、一般会計の上から7行目の、計の欄を御覧ください。既決予算額916億3,836万2千円に、その右の今回の補正予算額12億2,848万6千円を増額しますと、さ

らにその右の計の欄のとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は928億6,684万8千円となります。

さらにその下の内訳を御覧ください。土木費の補正予算額については、内訳の一番下の行のとおり、全額、非公共事業です。

続いて3の債務負担行為の補正ですが、一般会計の追加分として1件、28億8,836万1千円の増額、一般会計の変更分として2件、1,678万円の減額、特別会計の追加分として1件、2億6,400万4千円の増額をお願いするものです。

次に4の繰越明許費（限度額）です。発注の平準化や早期の事業効果発現を目的に、今議会において限度額の設定をお願いするものです。限度額の設定を行う事業としては、表に記載のとおり、公共事業28件、67億4,200万円、単独事業14件、12億5,800万円、合計で42件、80億円でございます。

建設業においては、休日の確保や長時間労働の解消など、就労環境の改善が喫緊の課題となっています。今回の繰越限度額の設定により、年度末の制約なく適切な工期で発注し、施工時期の平準化を図るとともに、事業効果の早期発現に努めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、総括的な説明を終わらせていただきます。詳細については、関係課長から御説明いたしますので、審議のほどよろしく願います。

**藤田土木建築企画課長** 補正予算に関する具体的な内容について説明いたします。

委員会資料の5ページをお開き願います。まず、7月豪雨災害復旧・復興対策の一番上、単費の道路防災事業等です。

道路に流出した土砂の除去等を行うとともに、災害の再発防止のため、崩壊した道路法面等の補強工事や河床や砂防ダムに堆積した土砂等の除去を行う経費として、11億500万円の増額をお願いするものです。

次に、安心・活力・発展プラン2015の取組のブロック塀等緊急安全対策事業費です。

県営住宅や庁舎等の倒壊の危険性があるプロ

ック塀等について、速やかな撤去やフェンスの設置などを実施する経費として1億348万6千円の増額をお願いするものです。

さらにその下の、住宅耐震化総合支援事業です。住宅等の倒壊の危険性がある公道等に面したブロック塀等について、撤去に要する経費を支援する市町村に対して助成する経費として、2千万円の増額をお願いするものです。

続きまして、土木建築部関係分の債務負担行為について、説明いたします。

6ページを御覧ください。1の債務負担行為の補正（追加分）です。

表の1番目の大分スポーツ公園等管理運営委託料と2番目の大分港大在コンテナターミナル管理運営委託料については、いずれも指定管理施設に係るもので、平成31年4月1日からの管理委託に向け、本年度中に基本協定を締結する必要があることから、平成35年度までの6か年、それぞれ限度額28億8,836万1千円及び2億6,400万4千円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

次に、2の債務負担行為の補正（変更分）です。

表の1番目の生活排水処理施設整備費補助と2番目の大洲総合運動公園及び総合体育館管理運営委託料については、表右端の備考欄に整理分と記載のとおり、29年度3月補正で御承認いただいた債務負担行為の変更分を、今回の補正で改めて30年度予算に反映させるものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。両案について御質疑はありませんか。

**濱田委員** スポーツ公園の関係ですけれども、2、3日前の大分合同新聞の記事で、ドームの改修などラグビーワールドカップ関連予算が大幅にアップして、49億円ぐらいいなると書かれていました。大分県で5試合行われますが、これは大体想定内の範囲での金額なのか、あるいは予定より大幅にアップしたという感じなのか、その辺はどうですか。新聞では結構大幅なアップと書かれておったので、お聞きしたいと思います。

**島津公園・生活排水課長** ワールドカップ関係の予算については、企画振興部で一元的に取りまとめているところですが、私どもが承知している限りで答えさせていただきたいと存じます。

昨年度末の第1回定例会において委員にも御説明していますが、49億円という額が本大会の必要経費として、その時点での上限額ということでお示しをさせていただいたところです。現在、その上限額に対して、増減はそれぞれの項目であります。基本的にはその額を上回ることはないように経費を節減しながら取組を進めているところです。

**濱田委員** 武道場は、ここの担当じゃなくて教育委員会ですよね。あの建設事業は別個ですか。

**島津公園・生活排水課長** 御指摘のとおり、武道スポーツセンターについては教育委員会の所管事業ですが、事業の実施については、施設整備課で受託をして工事を行っているところです。**木付委員長** 私から、住宅耐震化総合支援事業の中のブロック塀の件ですが、これは今からやる人を対象にして、もうやってしまったのは対象じゃないということですか。

**樋口建築住宅課長** 今回、市町村に対してブロック塀に関する補助を行うように考えており、市町村の要綱等の整備ができ次第、進めるようにしています。

ただし、既に補助している市町村もございますので、その辺は対応できるように私どもも要綱の調整をしたいと思います。

**木付委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、まず第86号議案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第87号議案について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第95号議案工事請負契約の変更について、執行部の説明を求めます。

**稲井道路建設課長** 資料の7ページをお開きください。第95号議案工事請負契約の変更について説明いたします。

本議案は、中津日田道路のうち、中津市耶馬溪町で整備を進めている耶馬溪道路の中津3号トンネル工事（2工区）に係る工事請負契約の変更についてです。

本工事は平成26年12月15日に三井住友・小田開発・野村特定建設工事共同企業体と締結し、平成30年第1回定例会において変更契約を承認いただいた案件です。

今回の主な変更理由について説明いたします。次の8ページに詳細を記載していますので御覧ください。

1点目は発生土砂の工事間流用等による減額です。本工事の発生土砂のうち約1万500立方メートルを、昨年度の豪雨により被災した河川の災害復旧工事をはじめとする周辺の公共工事等に流用することにより、運搬距離が短縮されたため土砂運搬費が減額となりました。そのほか、岩盤の発破掘削後に小さく破砕する必要のある岩塊の数量が想定よりも少なかったことから、破砕費が減額となりました。

2点目はインフレライド条項を適用し増額するものです。工事を進めるにあたり、工期内の労務単価等の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレライド条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に増額するものです。今年3月に第3回のインフレライドを実施いたしました。

3点目は資材費の最終精算による増額です。恐れ入りますが7ページにお戻りください。以上の理由により、右側中段に記載のとおり契約金額は、前回の49億8,918万2,040円に対し、変更後は49億7,741万5,4

40円となり、1,176万6,600円減額するものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑等もないのでこれより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①、②の報告をお願いします。

**湯地建設政策課長** お手元の資料で、右上に別冊と記載の大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。

安心・活力・発展プラン2015の実施状況について説明します。1ページをお開きください。

指標による評価や指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果をを記載しています。

施策の進捗状況について、A、B、C、Dの4段階での評価としていますが、施策の進捗が順調に進んでいるA評価及びおおむね順調に進んでいるB評価は、58施策、全体の98.3%となっています。また、やや遅れているC評価は1施策となっています。

次に2ページをお開きください。目標指標の達成状況についてですが、表の一番上にありますように、達成から著しく不十分までの4段階としています。

89指標のうち、達成及びおおむね達成は、表の上から3行目のとおり、83指標、全体の93.2%となっています。また、達成不十分は3指標、著しく不十分は3指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に、政策・施策ごとの平成29年度の目標値に対する達成度及び最終年度である平成36年度の目標値に対する達成度を一目で分かるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほど御覧ください。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

土木建築部に関する施策は、四つあり、表の左にある安心の9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実の中の(3)県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進、それから5ページの表の左にある発展の4「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実の中の(1)人の流れ、物の流れの拠点づくり(九州の東の玄関口としての拠点化)と(2)広域交通ネットワークの整備推進、(3)まちの魅力を高める交通ネットワークの構築となっています。

この四つの施策については、表の左から5番目の総合評価でA評価としており、着実に取組を進めているところです。それぞれの施策における指標の達成状況について説明いたします。

70ページをお開きください。

まず、県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進の施策には、ページ中ほどのII目標指標の欄に二つの指標があり、一つ目の土砂災害警戒区域指定率は、表の中ほど平成29年度達成度116.1%で目標を達成し、二つ目の緊急輸送道路上の橋梁耐震化率は達成度95.9%で目標をおおむね達成しております。

次に、178ページをお開きください。広域交通ネットワークの整備推進の施策には、ページ中ほどII目標指標として大分市中心部までおおむね60分で到達できる地域の割合の指標があり、達成度は100%達成となっております。

180ページをお開きください。まちの魅力

を高める交通ネットワーク構築の施策には、ページ中ほどII目標指標として主要渋滞箇所対策を講じる箇所数の指標があり、達成度は90%以上で、目標をおおむね達成しております。

本プランで土木建築部が所管する施策で目標値が達成されているのは、厳しい財政状況ではありますが、土砂災害から人命を保護するためのソフト対策としての基礎調査や緊急輸送道路上の橋梁耐震化などの地震・津波対策が着実に進んでいること、また国等への要望活動等により中九州横断道路や中津日田道路などの地域高規格道路の整備や、インターチェンジへのアクセス向上を図る庄の原佐野線の道路整備などが計画的に進んでいることなどが主な要因であると考えています。

なお、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても別紙としてお配りしています。これは別冊に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものです。後ほど御参照願います。

続きまして、水色の表紙の県出資法人等の経営状況報告概要書を説明いたします。

土木建築部の所管する団体は4団体ございます。初めに資料の22ページをお開きください。公益財団法人大分県建設技術センターについて説明いたします。

まず、項目2の出資金は、県が2千万円、市町村が1千万円、合計3千万円となっています。

次に、項目3の事業内容ですが、まず社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向け、県、市町村、民間を対象とした技術研修、普及啓発及び情報提供事業を実施しております。

次に、トンネルや橋梁など重要な施設の整備や維持管理のため、技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等の支援事業として、県、市町村が行う工事の積算や施工監理等を受託しております。

そのほか、社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業や社会資本の情報化へ向けての支援事業などを実施しております。

続いて、項目4の平成29年度決算状況につ



いてですが、下線部の当期正味財産増減額が5,054万4千円の増となっています。

項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてです。

建設業にとって担い手の確保・育成は大きな課題となっております。そのため、一つ目に建設産業従事者の確保や育成、生産性の向上など業界が抱える課題に、大分県建設技術センターにおいても積極的に関与、貢献していく必要があります。ついては、業界団体や各種学校等と連携した情報発信や現場体験学習会など担い手確保のための活動、民間事業者への技術、技能向上研修の充実に引き続き取り組みます。

また、二つ目の県、市町村の支援、補完機関としての体制強化については、技術相談などこれまでの業務のほか、本年度から県、市町村が共同利用する積算システムの構築に取り組むこととしています。これにより、積算業務の効率化が図られるほか、県、市町村の土木技術系職員が同一のシステムを利用することで、災害が発生した場合の派遣先でも、通常業務と同じシステムを利用でき、応援体制が円滑化し復旧対応を迅速に進めることができるという効果も期待できるものとなります。

**渡辺用地対策課長** 次に、23ページを御覧ください。大分県土地開発公社についてです。

項目2の出資金等は3千万円で、県が100%出資しています。

項目3の事業内容ですが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき事業を実施しており、主なものとしては、1用地取得事業の(1)公有地取得事業として、県事業の国道442号宗方拡幅、国事業の国道10号高江拡幅、大分市の大友氏遺跡歴史公園などの用地取得について、県や国、市等から委託を受けて実施しました。

(2)土地造成事業では、玖珠工業団地における造成工事等を実施しました。

また、2用地売却事業として、1の用地取得事業により取得、造成した土地を、国、地方公共団体、進出企業などに売却を行っています。

項目4の平成29年度決算状況についてですが、下線部のとおり当期純利益が2,062万

2千円の黒字を計上し、当期末の利益剰余金は14億8,162万7千円となりました。

項目5の問題点及び懸案事項と項目6の対策及び処理状況ですが、懸案事項として、今後の事業量の確保と長期保有土地の早期売却があります。

対策としては、受託事業量の確保のための受託先の開拓が引き続き重要で、公社の持つ機動性や用地の専門職員のいない部署のサポートなど公社活用のメリットのPR等を通じて、特に市町村事業や国土交通省の事業、県の他部局事業受託を積極的に進めてまいります。

また、長期保有土地の主なものは2か所あり、一つ目は、豊後高田市かなえ台の大分北部中核工業団地です。26区画中22区画が分譲済みで、残りの4区画については商工労働部が積極的に売り込んでいます。

二つ目は玖珠工業団地ですが、昨年度から造成工事に着手し、本年5月に1工区を新栄合板工業に引き渡ししました。

**野口港湾課長** 次に、24ページを御覧ください。株式会社大分国際貿易センターについてです。

まず、項目2の出資金については、1億8千万円で、県が27.3%出資しています。

項目3の事業内容ですが、同社所有の大分国際貿易センタービル、冷凍冷蔵倉庫など不動産の賃貸業、大分港大在コンテナターミナルの指定管理による管理運營業務や、関係機関と連携したポートセールスを行っています。

項目4の29年度決算状況については、下線部のとおり当期純利益が1,223万円の黒字、当期末の利益剰余金も1億3,224万2千円となっています。

項目5の問題点及び懸案事項並びに項目6の対策及び処理状況については、同社は平成13年度から黒字決算を継続していますが、同社所有施設の老朽化が進んでおり、その対策が課題となっています。そのため、今後は、中長期的なトータルコストの縮減、平準化に向け、計画的な施設改修、更新を行っていきます。

また、コンテナターミナルの利用拡大のため、

コンテナクレーンなどの港湾施設使用料の減免や各種助成制度などを活用し、県や大分市、関係団体と共同して積極的なポートセールスに取り組むこととしています。

**樋口建築住宅課長** 最後に、25ページをお開きください。大分県住宅供給公社についてです。

まず、項目2の出資金については、1千万円で、県が全額出資しています。

次に、項目3の事業内容ですが、主に三つの事業を行っています。

一つ目の分譲事業は、国東市の向陽台で宅地を分譲しており、平成29年度は5区画を販売しました。全体で262区画中236区画を販売し、残り26区画となりました。

二つ目は、公社所有の賃貸住宅や店舗用地等を管理する賃貸管理事業です。

三つ目の受託事業は、主に公営住宅等の管理受託を行っており、平成29年度は、県や8市の管理代行等を昨年度に続いて受託しました。

なお、平成29年度の県営住宅の使用料、家賃の収納率につきましては、現年度分が99.97%と過去最高の収納率を更新したところです。

次に、項目4の平成29年度の決算状況については、下線部のとおり当期純利益が5,503万3千円の黒字となり、当期末の利益余剰金は6億3,590万円となっています。

次に、項目5の問題点及び懸案事項及び項目6の対策及び処理状況についてです。

まずは、現在保有している分譲用資産の早期売却です。向陽台については、昨年度までに全体の9割を販売しました。今後も、早期売却に向けて、価格の見直しや子育て支援などの独自の助成制度のほか、国東市などとも連携しながら取り組むこととしています。

また、公営住宅の管理受託者として、サービスの向上、家賃収納率の向上など、適切な管理を実施するとともに、経費の縮減等経営努力をしていく必要があります。

県営、市営住宅及び公社賃貸住宅の一体的な管理により、住居相談のワンストップ化など入居サービスの向上を図るため、今後も公営住宅

の管理代行等を拡充するとともに、管理体制の充実に努めてまいります。

**木付委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

**毛利委員** 大分県長期総合計画実施状況の71ページの一番下に、総合評価と今後の施策展開についてとありますが、その中で上から3番目の危機管理型水位計の設置について、この水位計の設置というのは具体的にどういうことなのか。

また、防災情報の発信強化に努めるとありますが、今までの取組をさらにどのような形で強化していくのか教えてください。

それと、土砂災害区域に指定された地域住民に速やかに周知するため、市町村がハザードマップを作ること、これはよく分かるんですけど、指定されると、そこに住んでいる方がやっぱり危険であるとみなすことになるので、それに対するハード分の取組も並行して取り組んでいかなければならない、スピード感がないといけないと思っています。国も知事も言っているように、5年に1回、10年に1回、100年に1回の災害ではなくて、もう1年に1回という状況なので、さらに前倒しすることによって防災、減災につながると思いますが、具体策があるんですか。これから検討していくことがあれば教えてください。

**後藤河川課長** 最初に委員から御質問がありました、中小河川において設置した危機管理型水位計についてです。

これは従来の管理型水位計と違い、1個当たりが100万円程度で、非常に維持管理費が安いということもあり、今回、全県の中小河川から抽出した46か所に設置いたしました。どうか出水期までに設置が間に合い、昨年の九州北部豪雨のときは6基が機能しました。

この水位計は、維持費を安くするために、ある程度の水位が上がった時点で水位情報を発信するものです。河川水位の半分を設定して、その水位を超えたら水位情報を発信するということが確認したところ、北部を中心に6基で機能し、それぞれの市町村等でその水位が確認でき

たところですが、引き続き検証を進めてまいりたいと思います。

**亀井砂防課長** 土砂災害についてのハード対策、今後の進め方についてですが、平成26年に広島で大規模な土砂災害があり、多くの方々が亡くなりました。その関連で、住民の皆さんは危険な場所を知らないんじゃないかという問題が出ましたので、平成27年度以降の土砂災害対策については、まずは危ないところをお知らせして逃げていただき、命だけでも助かってもらおうというソフト対策にかじを切っております。

平成26年度当時はソフト対策が約3億円でしたが、今年度は20億円と大きく膨らんでいます。来年度までは20億円かかりますが、32年度以降については、ソフトからハードにしっかりと切りかえて、ハード整備を進めていきたいと考えていますので、御協力いただきたいと思っています。

**毛利委員** 防災情報の発信の強化というのはどうですか。

**後藤河川課長** 強化というのは危機管理型水位計の件です。

今までの水位計はイントラネットで各市町村や国の機関等のみが見られるものでしたが、危機管理型水位計は、一般の方もアクセス可能となりました。九州の河川情報センターで一括して、そこからクラウドを使って皆さんが見られるようにしている点が情報の強化です。

**毛利委員** 46か所ですけど、これ、資料があれば後でいただきたい。さきほどの説明で46か所に設置をして6か所が機能したと言われていましたが、6か所以外はどうだったのでしょうか。

**後藤河川課長** 6河川で設定の水位を超過したため、そこから情報を発信したということです。

**毛利委員** それが機能したということですね。だから、ほかに機能しなかったところがあるということじゃないですね。（「はい」という者あり）

**守永委員** 出資法人について、資料の22ページの建設技術センターの関係ですが、対策及び処理状況の中で、高校生の現場体験学習会など

の担い手確保のための活動を実施するとありますが、これは今後取り組む予定であると考えて良いのか、その場合どういう学校に対して取り組む予定なのか教えてください。

**湯地建設政策課長** 既に実施をしており、引き続き取り組んでいこうと思っておりますが、工業系の高校を中心に現場見学会等を実施しています。

**守永委員** 例えば、何年生を対象とか、そういうところまでは分かりますか。過去にもあったんですか。

**湯地建設政策課長** はい、去年も実施しています。

**守永委員** 去年もしているんですね。はい、分かりました。

**木付委員長** ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、次に③から⑤の報告をお願いします。

**湯地建設政策課長** おおいた土木未来プラン2015の取組状況について御報告いたします。

土木建築委員会資料にお戻りください。9ページをお開き願います。これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。

このプランは、大分県長期総合計画安心・活力・発展プラン2015の実現に向け、平成28年4月からスタートした土木建築部の長期計画でございます。プランでは、着実に目標達成ができるよう、毎年度フォローアップを行うこととしており、この資料では平成29年度末時点での目標指標ごとの取組状況を一覧表にまとめております。

16項目の目標指標について、29年度の目標値に対してどの程度近づいたかを、達成率として算定しております。具体的には、最上段の安心な暮らしを守る強靱な県土づくりの上から1番目の項目の指標である浸水対策が行われた地区については、県内で山国川など7地区の浸

水対策を行ったことから、29年度の目標35地区に対して100%の達成率となっています。

また、下段の発展を支える交通ネットワークの充実の上から2番目の項目の指標である地域高規格道路整備延長については、庄の原佐野線元町・下郡工区の1.2キロメートルの整備が完了し、29年度の目標68キロメートルに対して100%の達成率となっています。

全体としては、一番下の全体総括表に記載のとおり、16の全ての指標で平成29年度達成率が90%以上あり、目標を達成あるいはおおむね達成しており、本プランはおおむね計画どおり実施されていると考えております。

なお、別冊にておおい土木未来プラン2015平成29年度実施状況をお配りしておりますので、参考までに御覧ください。この冊子は今後ホームページでも公表する予定としております。

**藤田土木建築企画課長** 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画の素案について報告します。

常任委員会資料にお戻りいただき、10ページをお開き願います。

この計画は、1の計画策定の趣旨等の(1)のとおり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、建設業の健全な発展を目指すために策定するものです。策定の根拠となるのは、平成29年3月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律です。

計画の内容については、2の建設工事従事者の安全及び健康に関する現状と課題のとおり、建設工事の現場での労働災害により、県内で年間11名もの尊い命が奪われていることを踏まえ、3の大分県計画の基本方針として、1適正な請負代金の額、工期等の設定、2設計、施工等の各段階における現場の安全措置等、3安全及び健康に関する意識の向上、4建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を掲げています。

そして、4の施策・推進事項では具体的な取組を記載しています。中でも、施策の6実態調査の実施と推進事項の3積極的な魅力発信によ

る担い手確保については、国の基本計画にはない、大分県計画独自の項目として盛り込むこととしています。

なお、この計画素案の作成にあたっては、5の策定体制等に記載の関係団体等で構成する策定協議会の場で協議を重ね、検討を進めてまいりました。

今後は、6のスケジュールに沿って、10月にパブリックコメントを実施し、11月の策定協議会を経て、12月の第4回定例会の常任委員会で報告させていただいた後、成案として公表する予定です。

**渡辺用地対策課長** 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について報告いたします。以下、所有者不明土地法と略称にて説明いたします。土木建築委員会資料の11ページを御覧ください。

さきの通常国会において、所有者不明土地法が可決成立し、6月13日に公布されました。

所有者不明土地法は、資料の背景・必要性のとおり、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、土地の所有意識の希薄化等により、全国的に所有者不明土地が増加していることなどから、当面の対応として、利用の円滑化や、所有者の効果的な探索を図る仕組みを応急的に整えるものです。

具体的な内容としては、法律の概要にある3点です。

まず1点目です。所有者不明土地を円滑に利用する仕組みとして、反対する所有者がおらず、建築物がなく現に利用されていない所有者不明土地について、公共事業における収用手続きの合理化、円滑化を行います。具体的には、事業認定を受けた事業について、収用委員会に代わり知事が収用の裁定を行うようになります。これにより収用までの期間が短縮されます。また、地域福利増進事業という制度が創設され、地域住民のための公共的な事業については、10年を上限として知事が土地の使用権を設定できるようになります。具体的には、地域のポケットパークなどに利用するイメージです。

2点目ですが、所有者の探索を合理化する仕

組みとして、固定資産課税台帳や地籍調査票などの公的な情報を行政機関が利用できるようになります。また、長期にわたり相続登記等がなされていない土地について、登記官がその旨を登記簿に記録する制度が設けられます。

3点目としては、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、財産管理人の制度についての特例が設けられます。この法律は、収用手続の合理化や地域福利増進事業に関する部分は1年以内、その他の部分は6か月以内に施行されることとなっています。

なお、所有者不明土地をこれ以上発生させないようにするための抜本的な対策については、2020年度までの法改正を目指して、相続登記の義務化や所有権放棄制度の新設などが検討されることとなっていますので、今後も国の動きを注視しつつ適切に対応してまいります。

**木付委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

**濱田委員** 所有者不明土地について、大半の不明土地は、例えば遠方において建物や宅地を相続しない者であり、宅地以外にも田畑や山林がついているところも多いと思います。土木の土地管理と、農業関係の管理をセットで対応しないと不都合が生じるような気がするんですが、その辺の対策は何か考えていますか。

**渡辺用地対策課長** 委員がおっしゃるように、相続の問題は、中心部の土地だけでなく農地などそのほかにもどんどん広がっていきます。例えば、所有権の放棄をどうするのか、あるいは相続登記を義務化するのかなどについては、さきほど申し上げた2020年までに抜本的な対応をとるように、今、国において議論されています。これを受けて、他部局との関連があるところについては、適宜、情報共有しながら取り組んでまいりたいと思います。

**守永委員** 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大分県計画について、この中で一人親方への対処が一つの課題とされていますが、この実態調査の実施という中に、一人親方の現状なども含まれているのか、もし分かれば教えてください。

**藤田土木建築企画課長** 今回予定している実態調査については、この法律に規定されている安全衛生経費や法定福利費等が請負契約の中で適切に確保されているかということを中心に調査していきたいと思っています。その調査の中で、元請から下請までの全体にわたって一つの事業を抽出して調査していくと考えています。その中で、一人親方の労災保険特別加入等についても、指導できる場所には指導していきたいと思っています。御本人の意思もありますので、その辺は強制ではございませんが、実態調査の中で確認はしていきたいと思っています。

**森委員外議員** 委員会資料9ページのおおいた土木未来プランに関して2点お聞きいたします。

まず、大分市中心部までおおむね60分で到達できる地域の割合について目標達成がされた中で、その指標の評価として、平成29年度に三重新殿線が開通したことによってその部分も改善されましたという説明をさきほどいただき、実際に昨年12月15日には開通式を行って立派な道路ができております。ただ私も通りますが、例えば、宮崎県側、延岡側から来たときに、今の新しくできた道路に入るサインが十分整備されているか、また反対に大分市側から来たときに、市内の渋滞を回避していけるようなサインがあるのかなど、その辺も検証しなければいけないと思っています。開通後に実際の交通量を調査された中で、そういった課題があるんじゃないかなと思うんですけど、把握している範囲で教えてください。

もう一つ、効率的、効果的な事業の推進において、人づくりというのは非常に重要だと思います。さきほど守永委員からもあった高校生への啓発に関連して、大分工業高校土木科では定員40名に対して約2倍の70人から80人ぐらいの志望はあるけれども、なかなかその受皿として大分工業高校だけでは十分でないと思います。そういった啓発活動をして高校卒業から実際に土木に就職する方もおると思うんですけども、今後、土木建築部としてこれからの担い手確保のための技術者の育成についてどう考えているのか教えてください。

あわせて、今年は総合土木の採用枠で、社会人経験者を5名採用されると聞いておるんですが、その応募状況についても教えてください。

**稲井道路建設課長** 三重新殿線でお尋ねいただいたことについてお答えします。

昨年、二つの工区を開通させまして、その交通状況については、土木事務所で確認しつつあるところです。

ただ、宮崎県側の方もバイパス部分はまだ整備中でして、現在は市道を使って県道326号線から少し鋭角に入っていくような形となっております。大分市側の方も、大野川を渡河する区間がまだ整備できていないため、バイパスから現道を通り、市道を介して三重新殿バイパスに入っていくには、少し形状が特殊な形をしています。その点、議員がおっしゃられたような案内周知についてはしっかり私どももしなくてはいけないと思っております。その辺りはしっかりアピールさせていただければと思っております。今日この場でこういうことだとお答えできるものはないんですけれども、しっかり今後取り組んでいきます。

**湯地建設政策課長** 高校生に向けた担い手確保に向けての取組ですが、さきほど申し上げたように、今、工業系の高校を中心に見学会等の案内をしております。また、昨年も実施しましたが、女性の就職に向けて、建設小町の座談会という場に出る高校生のほか、いろんな建設現場やコンサルタントに勤務されている女性に参加いただいて、就労環境をこんなふうに改善していますよとか、こういうやりがいがありますよというお話もさせていただいています。

今後は、工業系だけではなくて、やっぱり技能者の確保というのにも必要になってきますので、一般の高校向けにもさらにこういう建設業界の魅力について情報発信を進めて、担い手の確保に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

**藤田土木建築企画課長** 社会人採用枠の応募状況ですが、手元に正確な資料を持ち合わせておりませんが、3倍弱だったと記憶しています。必要がありましたら資料をお持ちいたします。

**木付委員長** では、配付をお願いします。

**森委員外議員** 三重新殿バイパスが昨年開通したときに、愛称を募集して豊後花咲きロードということで皆さんで使っていこうとなりました。こうした機運醸成を図る中で、そういったサインも含めてお願いしたい。また、ホームページ上に豊後花咲きロードというのがまだどこにもアピールされていないので、非常に寂しいなと思っています。その辺もPRをお願いします。

また、高校生の土木教育については、現場の方でもやはり技術者不足等が叫ばれているところでもありますので、ぜひ土木建築部としてもそういった取組をよろしくをお願いします。

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、次に⑥から⑧の報告をお願いします。

**稲井道路建設課長** 平成29年3月に当初契約した国道212号(仮)4号橋橋梁上部工事の進捗状況について説明します。委員会資料の12ページをお開き願います。

本工事は、中津日田道路の耶馬溪道路として、中津市耶馬溪町で整備を進めている延長5キロメートルのバイパス区間のうち、鹿熊ふるさとトンネルの中津側に位置する延長176メートルの橋梁上部工工事を行うものです。

13ページを御覧ください。資料上段の工事実施状況のとおり、P2橋脚側の架設は完了し、現在はP1橋脚側の架設を実施中であり、進捗率は約68%です。

本工事において、契約金額の増と工期の変更が見込まれますので、その内容について説明いたします。

契約金額についてですが、インフレスライド条項を適用し増額するもので、契約金額について約2,800万円の増額を見込んでいます。

工期については、本工事に先行して施工していた2件の下部工工事において、岩盤が当初の想定より硬く掘削に時間を要したこと等により、本工事の着手時期が遅延したことから、工事の完成が約3か月遅れることとなりました。このため、完成工期について、当初の平成31年2月28日から5月下旬までの延長を見込んでいます。

これらについては、次回の平成30年第4回定例県議会において変更契約の議案を上程したいと考えています。

続きまして、改正道路法への対応として、今年3月に公布された同法での三つの改正点の概要と、県としての対応方針について報告いたします。

委員会資料の14ページをお開き願います。上段に法改正に至る背景・必要性が、下段に法案の概要が記載されています。

まず1点目の道路財特法に基づく財政上の特別措置の期限切れへの対応、いわゆる平成29年度末までの時限措置であった国費率のかさ上げ措置の延長についてですが、昨年9月の第3回定例会で全会一致で意見書を採択いただき、県議会からも国へ働きかけていただいた結果等により、平成39年度末までの再延長が行われています。

しかし国の公共事業予算は依然として厳しく、全国からの予算要求に対して約6割の事業費しか配分されていない実態などを踏まえ、県としては、引き続き予算総枠の確保と本県への配分増を強く要望してまいります。

次に2点目の道路利用の安全性のさらなる向上についてですが、老朽化施設の増加や、落石、土砂崩れに伴う重大事故の発生など、近年の道路管理上の課題を踏まえ、新たな措置がいくつか講じられています。

例えば大在大分港線で先日発生した道路陥没については、現在、原因を究明中ですが、全国的にも課題となっており、その原因の一つとして下水道など占用物件の損壊が報告されています。そのため、下段2の四つ目のマル印のとおり、占有者に対する物件の維持管理義務及び義務違反者への措置命令権限が新たに規定されたところです。

県としても、路面下空洞調査を計画的に進め、まずは実態を正確に把握した上で適切な指導に努めるなど、道路利用の安全性向上に引き続き努めてまいります。

最後に3点目の物流生産性の向上についてですが、世界的にも物流の大型化や効率化が進み、

右下図のような非常に長大で重い国際海上コンテナ車が物流手段として増加傾向にあります。しかし現行の道路網には高さや荷重など構造上の制約があって通行できない区間が散在するため、物流生産性の向上を阻害しているとの指摘があり、新たに重要物流道路制度が創設されたものです。

次の15ページをお開き願います。上段に現況の課題が改めて整理されており、中段にはそれら課題を踏まえ平常時、災害時を問わない安全かつ円滑な物流の確保が目標として掲げられ、下段に道路構造の強化や災害時の啓開・復旧の迅速化を図るための国による代行制度の創設等、今回の法改正で規定された機能強化・重点支援策が示されています。

次の16ページをお開き願います。重要物流道路の指定についてですが、現時点で国から具体の通知はなく、まずは指定の前提となる広域道路ネットワーク等について、物流に限らず観光等人流の観点も加え、利用実態等を踏まえて幅広く検討するよう要請があり、NEXCO西日本や国の事務所等と協議を始めたところです。

指定対象となる道路は、右下図のとおり、東九州自動車道などの高規格幹線道路や中九州横断道路、中津日田道路などの地域高規格道路、国道10号、210号などの直轄国道のほか、主要な港湾や駅、工業団地や観光地、防災拠点等を結ぶ地方管理道路も一部含まれるものと想定しています。

県としては、前提となる広域道路ネットワークの検討を進め、できるだけ多くの道路が指定され、重点支援の対象となるよう努めてまいります。検討状況は今後も随時、報告させていただく予定です。

**野口港湾課長** 別府港北浜ヨットハーバーのネーミングライツについて説明いたします。

資料の17ページを御覧ください。

本年度、行財政改革アクションプランにおける県有財産の利活用推進の取組として、6月27日から7月27日にかけて、当施設のネーミングライツ協賛スポンサーを募集したところ、2社から応募がありました。

これを受け、8月9日に学識経験者等による選定委員会で審査していただき、有限会社富城物産をスポンサー企業とすることに決定いたしました。有限会社富城物産は大分市政所に本社を置き、ペット用品や釣り餌の輸入、販売等を行っている企業です。

8月30日に、県と有限会社富城物産とは、本年9月1日から平成33年3月31日まで、愛称を富城ヨットハーバーとする協賛スポンサー協定書を締結し、消費税額を含む年額54万円を御提供いただけることとなりました。

**木付委員長** ただいまの報告について、質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 私から1点。重要物流道路制度というのは40トンなんですね。今、設計荷重というのは、私もちょっと古いかもしれんけど、T25ですかね。

**稲井道路建設課長** そのとおりだと思います。

**木付委員長** その40トンのトレーラーが走ることになり、補強をしていくというんですけど、現在は、もう車は走っていますよね。

**稲井道路建設課長** 現在、特車許可制度というものがありますので、実際に運ぶ物の物量なども報告いただいて、通行可能な路線についてはその都度、先方からの申請に対しての指定をしております。今後、こういう最大40トンのものが通れるように補強していくのか、新しい道路を造るのか、そういったところを考えていかなくちゃいけないんですが、基本的には補強なり強靱化というものを老朽化対策等と一緒に考えていくことになろうかと思えます。

**木付委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

そのほか、執行部から何かありませんか。

**湯地建設政策課長** 今年の5月10日から31日にかけて実施していただいた県内所管事務調査の際に、各市町村から提出された要望事項について、今年度の取組状況を取りまとめたもの

をお配りしていますので後ほど御覧ください。詳細な説明は省略させていただきます。

**木付委員長** ほかにありませんか。

**藤田土木建築企画課長** さきほど森委員外議員から御質問いただいていた社会人採用枠の応募状況についてお答えさせていただきます。

5名の採用予定に対して18名の応募があり、倍率は3.6倍でございます。申し訳ありませんでした。

**木付委員長** 委員の皆さま、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、以上をもちまして土木建築部関係の審査を終わります。執行部は御苦労さまでした。

〔土木建築部退室〕

**木付委員長** それでは、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県内所管事務調査について、御協議願います。まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**木付委員長** 以上、事務局に説明させましたが、日程及び調査先について御意見を願います。

〔協議〕

**木付委員長** それでは、県内所管事務調査については、11月27、28日に実施することとし、行程についてもこの案で決定いたします。

今後の変更については、委員長、副委員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。